

◎佐賀県条例第28号

佐賀県職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(佐賀県職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 佐賀県職員の育児休業等に関する条例（平成4年佐賀県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日からその日後における最初の昇給日の前日までのいずれかの日及び当該昇給日又はこれらのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>	<p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日からその日後における最初の昇給日の前日までのいずれかの日、<u>当該昇給日又はその次の昇給日に</u>、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>

(佐賀県職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正)

第2条 佐賀県職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年佐賀県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第10条 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該自己啓発等休業の期間を大学等課程の履修又は国際貢献活動のためのもののうち、職員としての職務に特に有用であると認められるものにあつては100分の100以下、それ以外のものにあつては100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日からその日後における最</p>	<p>(職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第10条 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該自己啓発等休業の期間を大学等課程の履修又は国際貢献活動のためのもののうち、職員としての職務に特に有用であると認められるものにあつては100分の100以下、それ以外のものにあつては100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日からその日後における最</p>

改正前	改正後
初の昇給日の前日までのいずれかの日及び当該昇給日又はこれらのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。	初の昇給日の前日までのいずれかの日、 <u>当該昇給日又はその次の昇給日</u> に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(佐賀県職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正)

第3条 佐賀県職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年佐賀県条例第63号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第10条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日からその日後における最初の昇給日の前日までのいずれかの日<u>及び当該昇給日又はこれらのいずれかの日に</u>、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>	<p>(職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第10条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日からその日後における最初の昇給日の前日までのいずれかの日、<u>当該昇給日又はその次の昇給日</u>に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>

附 則

この条例は、平成30年1月1日から施行する。